

◎新潟県告示第254号

生活保護法施行規則（昭和25年厚生省令第21号）第14条第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法施行規則第14条第1項の規定により、指定医療機関から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成30年3月16日

新潟県知事 米 山 隆 一

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
あんず調剤薬局	魚沼市井口新田321番地6	平成30年1月1日
六日町調剤薬局二日町店	南魚沼市二日町212-8	平成30年1月1日
たんぼぼ薬局	南魚沼市泉甲201-7	平成30年1月1日
なのはな調剤薬局	南魚沼市浦佐4135番地4	平成30年1月1日
やまと調剤薬局	南魚沼市浦佐5278番地24	平成30年1月1日
大歯科医院	五泉市三本木3033番地	平成29年10月31日
医療法人社団 外川医院	柏崎市西本町1丁目11-22	平成29年12月31日
あおき歯科・矯正歯科クリニック	上越市下門前1805	平成28年5月7日
齋藤皮膚泌尿器科医院	長岡市緑町1丁目38番地37	平成29年12月31日
高橋医院	長岡市大島新町2-1-18	平成30年2月1日